

(別紙様式1)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 福岡県
農業委員会名： 豊前市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

㊦ 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	農業委員会事務局へ備え付け及び市ホームページで公表。
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

㊦ 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	14日間
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

㊦ 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

㊦ 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局へ備え付け(縦覧)
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 40 件、うち許可 40 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員で現地調査を行い申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	議案ごとに審議を行い、特に地元農業委員の意見を参考にしながら審議を行っている。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	40 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会事務局へ備え付けている。(縦覧)			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	25 日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 63 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を行い申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断し、特に地元農業委員の意見を参考にしながら審議を行っている。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会事務局へ備え付けている。(縦覧)			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	25 日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		7 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	設立後1年未満のため。未提出:3法人	
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 224 件 公表時期 平成 27 年 3 月 情報の提供方法:市ホームページで公表するとともに、農業委員会事務局備え付け。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 648 件 取りまとめ時期 平成 26 年 12 月 情報の提供方法:農業委員会事務局へ備え付け(縦覧)
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,090 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備中 データ更新:随時
	是正措置	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 農地法第3条の2第2項に基づく許可の取り消し

(1年間の処理件数: 0 件、うち許可 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況					
	是正措置					
総会等での審議	実施状況					
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数				件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数				件
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況					
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	日	処理期間(平均)	日
	是正措置					

(6) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務

(1年間の処理件数: 468 件、うち許可 468 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	申請人へ申出書の控えを送付して、申請内容の確認を行っている。				
	是正措置					
総会等での審議	実施状況	地区審査会で内容確認したものを審議している。				
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数				468 件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数				0 件
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況	農林水産課で公告し、農業委員会事務局に備え付けしている。				
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間		処理期間(平均)	60 日	
	是正措置					

(7) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
(平成 26 年12 月現在)	2,090 ha	78.2 ha	3.7 %
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化による労働力・担い手不足の為、耕作者(農地管理)の確保 ・ 発生抑制や解消 		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
8 ha	9.2 ha	115 %

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		11月～12月	18人	12月～1月
	調査方法	農業委員が航空写真を参考に地域ブロック単位で農業振興地域内農地を中心に11月～12月に一斉パトロールを実施する。		
遊休農地への指導	実施時期: 月～月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～10月	17人	11月～12月
	調査方法	農業委員が航空写真を参考に地域ブロック単位で、農業振興地域農地を中心に9月～10月に一斉パトロールを実施した。		
	遊休農地への指導	実施時期: 月～月		
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地の解消は急務であり適切である。
活動に対する評価の案	日常的な農地パトロールに取り組んだことは適切である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地の対応は急務であり適切である。
活動に対する評価	日常的な農地パトロールに取り組んだことは適切である。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成 26 年 12 月現在)	農家数	1,658 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	69 戸	48 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	7 法人			
課 題	農業就業人口の減少及び高齢化が進んでいるなかで、後継者・新規就農者を含めた認定農業者の育成を推進する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	— 法人	— 団体
実 績 ②	2 経営	— 法人	— 団体
達成状況 (②/①×100)	100 %	— %	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	関係機関と連携を図りながら農業委員による担当地区の集積活動に積極的に取り組み、日常活動を通じて農業者に働きかける等掘り起こしに努める。豊前市認定農業者の会「アグリネット21」を7月に開催して、新規認定農業者の掘り起こしに努める。	—	—
活動実績	関係機関と連携を図りながら農業委員による担当地区の集積活動に積極的に取り組み、日常活動を通じて農業者に働きかける等掘り起こしに努めた。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値で適切である。	—	—
活動に対する評価の案	掘り起こしの取り組みは適切である。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値で適切である。		
活動に対する評価	掘り起こしの取り組みは適切である。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
(平成 26 年 12 月現在)	2,090 ha	550 ha	26.3 %
課 題	農業従事者の高齢化、農業後継者不足等により農家人口が減少するなかで効率的で安定的な農業経営を行うことが出来る認定農業者を確保し、支援する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	72 ha	360.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	4月と9月に作成する農用地利用集積計画時及び貸農用地の希望が出たその時に極力周辺を耕作する担い手に集積を働きかける。
活動実績	農業委員会事務局に農地情報台帳を設置し、貸農用地情報を閲覧できるようするとともに、貸農用地の希望が出たその時に極力周辺を耕作する担い手に集積を働きかけた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値で適切である。
活動に対する評価の案	活動実績のとおり取り組んだことは適切である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	実態を踏まえた目標値で適切である。
活動に対する評価	活動実績のとおり取り組んだことは適切である。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
(平成 26 年 12 月 現在)	2,090 ha	0.46 ha	0.02 %
課 題	農地法遵守に対する農家の意識向上を図る必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.16 ha	0.55 ha	343.8 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に関する相談や許認可業務の日常の農業委員活動と並行して農地パトロールを行う。 ・11月を農地パトロール強化月間として市内全域で一斉に実施する。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に関する相談や許認可業務の日常の農業委員活動と並行して農地パトロールを行った。 ・10月を農地パトロール強化月間として市内全域で一斉に実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の発生防止及び農地パトロールを徹底することは適切である。
活動に対する評価の案	違反転用の発生防止のために活動実績のとおり取り組んだことは適切である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の発生防止及び農地パトロールを徹底することは適切である。
活動に対する評価結果	違反転用の発生防止のために活動実績のとおり取り組んだことは適切である。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。